

平成30年4回寄居町農業委員会総会議事録	
開催年月日	平成30年4月25日(水)
開催場所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後4時00分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後4時44分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	坂本日出雄	出	11	林 広 明	出
2	梅 澤 功	出	12	松本雅夫	出
3	小和瀬守	出		渡 邊 登	出
4	室岡重雄	出		野 邊 良 男	出
5	中嶋安男	出		松本十丸	出
6	吉田廣司	欠		渡辺利夫	出
7	竹澤國雄	出		嶋田治彦	出
8	松村萬平	出		大澤守男	出
9	小林成行	出		池田清十郎	出
10	内 田 勤	欠		飯 島 実	欠

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬和俊
 次 長 林保治
 書 記 加々美君代
 書 記 俣田和之

発 言 者	内 容
<p>事務局長 議長</p>	<p>(事務局長、起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから平成三十年第四回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、吉田廣司委員、内田勤委員から欠席の旨の通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>平成三十年第四回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選出について。</p> <p>日程第2、議案第30号から議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第3、議案第39号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第4、議案第40号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第十一条第二項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは松本雅夫委員と坂本日出雄委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、議案第30号から第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第30号について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを説明させていただきます。</p> <p>それでは、議案書の1ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案30号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは現在アパート暮らしで、お子様も生まれたことから手狭になり自己用の住宅を現在希望しております。住み慣れた桜沢地内で土地を探した結果今回の申請地に行ったそうです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件につきまして、まず地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>野邊委員</p>

発 言 者	内 容
野邊推進委員	この件ですが以前許可をいただいた件です。その後(以前の許可の譲渡人に一人)さんは譲受人のお父さんで、お亡くなりになりまして息子さんの名義になりまして、(譲受人)さんがぜひほしいということになりまして、今回の総会にかけたわけでありまして。一つご審議お願いいたします。
議 長	他にご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 30 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 30 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第 31 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 31 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) (譲受人)さんのご自宅の東隣の農地が今回の申請地です。(譲受人)さんのご自宅部分は過去に農地転用の許可を取り建築をしておりますが、駐車場への進入路部分は許可なく使っていた経緯があります。今回の申請にあたって一度コンクリートや砂利等ははがし農地に是正をしておりますが、もう一度自宅部分と一体として利用したいとのことでの今回の申請となります。 本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。 なお、この申請には始末書が添付をされております。 説明は、以上でございます。
議 長	この件について、まず、地元の委員さんのご意見を伺います。 松本委員
松本推進委員	この間の土曜日に松本委員さんと一緒に現地に行ってきました。もうすでに建物はできており庭先を少し広げるといった感じの場所でございます。他に迷惑がかかるようなこともないし大丈夫だと思います。よろしくお願ひいたします。
議 長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 31 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第 31 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。次に、議案第 32 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 32 号につきまして、御説明申し上げます。 (議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 平成 29 年 10 月の促進協議会でもご審議をいただきました農地が今回の申請地です。8 棟の建売住宅の計画がありまして駅が近いことなどから需要が見込まれる場所かなと思われま

発 言 者	内 容
議 長	<p>す。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条、第2項、第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件について、まず、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>渡辺委員</p>
渡辺推進委員	<p>22日に松村委員と一緒に現地を訪問してまいりました。先ほど説明があったように農振農用地の除外申請が出ておりその時にも見に行きましたけれども、現状は農地のままであったということで問題ないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第32号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第33号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第33号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>平成29年10月の促進協議会でもご審議をいただいております案件となります。過去に農地転用の許可なく駐車場として使っていた経緯がありますが、一度農地に是正し正式に駐車場敷地として利用したいとのことでの申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第5条、第2項、第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>なお、始末書ですけれども除外申請時に添付をしておりますので、今回の農地転用申請時には求めておりません。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>渡辺委員</p>
渡辺推進委員	<p>22日に松村委員と現地に行きました。前見たときは駐車場だったということで始末書の案件でした。今回現地を見たら現状復旧されており、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第33号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第33号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p>

発 言 者	内 容
事務局	<p>次に、議案第 34 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 34 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>平成 29 年 10 月の促進協議会でもご審議をいただいております。(譲受人)さんは現在、お父様である〇〇さんのご自宅に同居をしております、ご自宅が手狭になったこと、また独立をしたいとの理由から今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>渡辺委員</p>
渡辺推進委員	<p>これについても 22 日に松村委員と一緒に現地へ行ってきました。除外案件ということで、前の調査の時と現地は変わっておらず農地のままでしたので問題ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第 34 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 34 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 35 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 2 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 35 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>議案第 34 号でご審議をいただいた農地のすぐ南側の農地が今回の申請地となります。こちらの案件も平成 29 年 10 月の促進協議会でご審議をいただいております。現在(譲受人)さんとはご夫婦とお子様 3 人の 5 人暮らしで、現在住んでいる所が手狭になったことから、祖母である〇〇さんの土地を譲り受け自己用の住宅を建築したいとのことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>渡辺委員</p>
渡辺推進委員	<p>22 日に松村委員と現地に行ってきました。先ほどの農地のすぐ南で、これについても農振農用地で除外申請時に見に行ったところ。問題はなく農地として管理されておりますので問題ないと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 35 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 35 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 36 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 36 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(業者名)の出入り業者である譲受人が寄居営業所を申請地に計画しており、(業者名)の工場に行く利便性などを考慮して選択をしたとのことことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>嶋田委員</p>
嶋田推進委員	<p>説明がありました通り(業者名)の出入り業者ということで寄居工場の状況に伴っての申請ということになると思います。町の発展にも寄与することでありますのでよろしく審議をしていただければと思います。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 36 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 36 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 37 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 37 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは現在申請地のすぐ北側のアパートにお住まいで、結婚をしたことなどからマイホームを建てたいとの希望があり今回の申請に至ったとのことことです。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条、第 2 項、第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>嶋田委員</p>
嶋田推進委員	<p>議案第 37 号の下の地図を見ていただくと本件の隣〇〇-〇というのがあります。先々月申請のあった同じ畑で、奥の農地に入る進入路を残した形となっています。また説明にもありましたが、本人がすぐ前に住んでおり、新居を持ちたいとの希望があるみたいなのでその辺</p>

発 言 者	内 容
議長	<p>も含めてご審議いただければと思います。</p> <p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 37 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 37 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第 38 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 38 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人)さんは現在ご両親のご実家に家族 4 人とご両親で暮らしております。実家が手狭になったことなどを理由に今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法、第 5 条、第 2 項、第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、地元の委員さんのご意見を伺います。</p> <p>林委員</p>
林委員	<p>19 日に池田推進委員と現地確認しまして、周りはほぼ住宅です。進入路も完備しておりますので特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 38 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 38 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 3、議案第 39 号農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。</p> <p>なお、本議案は、梅澤功委員、小林委員が借受人となっている事案が含まれておりますので、農業委員会に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(梅澤委員、小林委員 退席)</p>
議長 事務局	<p>それでは、議案第 39 号につきまして事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 3 ページと差し替えをさせていただきました 4 ページをを御覧ください。</p> <p>農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第 18 条第 1 項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。</p> <p>この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約</p>

発 言 者	内 容
	<p>期間が明確になり安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。</p> <p>また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第4条の許可が必要となるものですが、この利用権設定によりまして貸借をする場合につきましては、農地法第4条の許可は不要となるものでございます。</p> <p>それでは、議案第39号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>借受人は、（議案書整理番号1の借受人）以下17人です。</p> <p>貸付人は、（議案書整理番号1の貸付人）以下30人です。</p> <p>合計53筆で、71,887㎡、そのうち、田が29筆で、45,695㎡、畑が24筆で、26,192㎡です。</p> <p>なお、御決定を頂きました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用計画を告示いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。</p> <p>（委員の中から、「なし」の声）</p>
議長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第39号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第39号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。</p> <p>（梅澤委員、小林委員 着席）</p>
議長	<p>続きまして、日程第4、議案第40号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第40号につきまして、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは議案書の5ページから7ページをご覧ください。</p> <p>それでは議案の説明に移らせていただきます。</p> <p>農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくものでございまして同法の19条に基づきまして農地中間管理機構がこの農用地利用配分計画案を作成するにあたり町が協力する場合には、農業委員会の意見を聞くものとされているものでございます。農地中間管理事業につきましては、平成26年度から始まった事業で農地中間管理機構が農地の貸付希望者を募集して農地を借り受けます。農地中間管理機構が借り受けた農地は地域で農地の借り受けを希望する農地を公募し応募した方から貸付相手方を選定したうえで認定農業者等担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸付を行うという事業です。本町における農地中間事業の推進につきましては男衾の旧塚田土地改良区内と昨年度新たに花園橋下の下耕地地区を拡大し農地中間管理機構、県、町の3者で実施しております。先ほどご審議いただきました議案第39号の農用地利用集積計画の整理番号53で農地中間管理機構である埼玉県農林公社が畑1筆を借り受けました。こちらが表の1番になります。この借り受けた農地を借り受け希望者に貸し付けるのがこの農用地利用配分計画でございます。また、先月の第3回農業委員会総会でもご報告させていただきましたが借り受け申し出の辞退がありました2筆についても再配分いたしました。こちらから表の2番と3番になります。</p>

発 言 者	内 容
	<p>なお、該当農地につきましては6ページと7ページとも黒の斜線を引いております。表の番号1については6ページの下耕地地区になります。表の2番と3番については7ページの旧塚田土地改良区内になります。借受者は3筆とも(業者名)です。1番については平成30年7月1日から平成40年6月30日、2番と3番については借り受け辞退になった農地ですので終期については平成40年3月30日となっております。</p> <p>なお、ご承認いただきました後に町から農地中間管理機構にこの配分計画案を送付しまして、そのあと中間管理機構内での決定を経まして県知事が許可・公告を行うといった流れになっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>この件について、委員さんから何かご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議 長	<p>よろしいですか、それでは採決いたします。</p> <p>議案第40号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了しました。</p> <p>委員さんから、何かありますか。</p> <p>(委員からなしの声)</p>
議 長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
事務局 長	<p>事務局から3点、ご連絡いたします。</p>
	<p>1点目です。次回の総会ですが、5月25日金曜日の午後1時30分からお願いいたします。繰り返します。5月25日金曜日の午後1時30分からでお願いいたします。</p> <p>2点目です。町では、5月1日から10月31日までクールビズを実施いたします。実施期間中につきましてはノーネクタイ・ノー上着等の軽装になりますので、委員の皆様におかれましても軽装での対応をお願いしたいと思います。5月1日から10月31日までクールビズを実施いたしますので、軽装でのご対応にご協力のほどお願いいたします。</p> <p>3点目です。委員の皆さんの内、梅澤委員さん、小林委員さん、内田委員さん、松本雅夫委員さんの4名の方につきましては、担い手育成協議会の総会が、5月1日火曜日の午後1時30分から開催されます。すでに4月16日付で開催通知等をお送りさせていただいておりますのでご出席のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは他に無いようですので、平成三十年第四回総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
事務局 長	<p>(事務局 長、起立・礼・着席の発声)</p>

発 言 者	内 容
	<p>署名委員の決定について議長指名により</p> <p style="text-align: center;">松本雅夫委員 坂本日出雄委員 委員</p> <p style="text-align: right;">以上2名を選任する</p>
	<p>上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: right;">平成30年4月25日</p> <p>議 長 室 岡 重 雄</p> <p>委 員 松 本 雅 夫</p> <p>委 員 坂 本 日 出 雄</p>